

# 山椿

Yamatsubaki 91

Sato Seiichi  
佐藤 誠一(38期)

## 弁護士が事件支援者になること

袴田さんの再審公判は5月22日に結審した。無罪判決が待ち遠しい。布川事件の桜井さんは惜しまれつつ昨年亡くなった。名張の奥西さんの事件はまたも再審の開始を拒否された。

私は登録間もない頃から刑事弁護に取り組んできた。しかし再審事件に弁護人として関わる機会はなかった。死刑事件にも縁がなかった。

他方で、こうしたえん罪事件などの支援を行う人権団体には登録間もない頃から関わってきた。特定事件の支援団体ではなく、支援団体(者)を支援する団体とでもいべきか、そんな団体の役職に就いてきた。特定事件の支援であれば事件が終結すれば団体も解散するが、この団体は違う。恒常に存在する。第二次世界大戦前、治安維持法による弾圧を受けた人々とその家族らの支援を目的に設立され、まもなく創立百周年を迎える。中央組織と各都道府県に地方本部がある。その下に支部や班がある。私は支部、都本部の役員を経て、現在中央本部の副会長に就任している。会員数は全国で4万人に届こうかという数を誇る。

私は水戸修習であったこともあり、修習中から布川事件に注目していた。再審事件にも国賠事件にも弁護士として関わることはなく、一支援者であった。一支援者として桜井さん、杉山さんと交流した。

「事件」の「支援(者)」とはなんだろうか。マスコミで「事件報道」があると、しばしば「支援者」との言葉が出てくることがある。

労働事件の支援者なら労働組合関係が支援者である。公害・薬害などの集団訴訟では、労働組合・市民などが規模を大きく構えることが期待される。しかしこれは事件は一人、また小人数の当事者の事件だ。社会の関心も遠い。支援する者を集めることも容易ではない。えん罪被害者は、弁護人の援助は受けても、社会的には孤立することが多い。袴田事件をはじめ、何十年もかかる。容易に成果は得られない。諦める人たちも多数おられるだろう。濡れ衣を着せられつつ、それに甘んじざるを得ない無念さはいかばかりか。

布川事件の桜井さんは、こうした困難を乗り越え再審無罪を勝ち取っただけない。えん罪を生みだす構造にメスを入れるために、国賠訴訟に取り組み、証拠開示の必要性、検察の違法捜査などを裁判所に認めさせた。ばかりか、日本



救援団体の事務所にて

中を行脚し、社会的に孤立するえん罪被害者の皆さんを励ました。彼自身支援を受けて再審・国賠に勝利した。支援者への感謝の気持ちちは忘れないと言っていた。それが他の事件関係者への支援活動につながった。

弁護士は、依頼者の激励、時には家族を含む生活面への援助も求められる。しかし限界がある。支援者にこそ期待される場面である。

私が役員を務める人権団体は、当事者・家族・担当弁護士の説明を聞き、提供される限りの事件記録を集団で検討し、現地調査や再現実験を行い、「えん罪」であるとの確信に達した限りで支援を決める。弁護士はだしである。彼らはその確信を元に、当事者らを支え、事件へ関心・共感を得るための活動に取り組む。裁判所前で彼らの姿を見かけたら激励していただければ幸いである。

NF